

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録基準等について

千葉県 住宅課

1 登録基準

1) 規模の基準

一般型	<ul style="list-style-type: none"> 各戸の床面積が 25 m²以上 	省令基準
	<ul style="list-style-type: none"> 共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を設けることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては 18 m²以上 	
	<ul style="list-style-type: none"> ※ 平成 19 年 3 月までに着工されたものである場合 各戸の床面積が 18 m²以上 	千葉県計画による引下げ基準
共同居住型 (シェアハウス型)	<ul style="list-style-type: none"> 各専用部分の床面積が 9 m²以上 住宅全体の面積が 15 m² × 居住人数 + 10 m²以上 	省令基準

2) 構造・設備・賃貸条件等の基準 <省令基準>

- ・消防法・建築基準法に違反しないものであること
- ・耐震性を有すること（新耐震：昭和 56 年 6 月 1 日以降着工のもの 等）
 - ※ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性を確認できる書類の提出が必要です。
- ・各戸が台所・便所・収納設備・浴室又はシャワー室を備えたものであること
 - ※ シェアハウスの登録については異なる基準があります。（詳しくは[シェアハウスのページ](#)へ）
- ・住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないこと
- ・家賃の額が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと

2 住宅確保要配慮者の範囲 <法令で定める者及び千葉県計画により追加した者（下線部分）>

高齢者 障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・その他障害者）

低額所得者（ホームレスや生活保護受給者等を含む） 生活困窮者

被災者 {

- ・発災後 3 年以内の災害の被災者 ・東日本大震災の被災者
- ・令和元年房総半島台風・東日本台風及び 10 月 25 日の大雨の被災者

子どもを養育している者 新婚世帯 LGBT U I J ターンによる転入者

外国人 中国残留邦人 ハンセン病療養所入所者等 海外からの引揚者

DV 被害者 拉致被害者 犯罪被害者 原子爆弾被爆者 戦傷病者

児童虐待を受けた者 児童福祉施設退所者

保護観察対象者・緊急更生保護を受けている者 更生保護対象者その他犯罪をした者等

住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者